

【記載要領】

水銀排出施設設置届出書

令和 4 年 10 月

広 島 県

[設置届出記載例]

様式第3の6・・・①

②

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

令和4年5月5日

③

広島県〇〇厚生環境事務所長様

④ (下記代理人)

届出者 住所 〒***** 〇〇市〇〇町〇 - ○
 名称 〇〇㈱ 〇〇工場
 氏名 工場長 〇〇 〇〇
 電話 ××× (×××) ××××
 (代表者) 〒***** 東京都中央区〇 - ○
 〇〇(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

⑤

大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

⑥	工場又は事業場の名称	〇〇㈱ 〇〇工場	※整理番号	
⑦	工場又は事業場の所在地	〒***** 〇〇市〇〇町〇 - ○	※受理年月日	年 月 日
⑧	水銀排出施設の種類	8項 廃棄物焼却炉(1施設)	※施設番号	
	水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
	水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
	水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	参考事項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。

[記載要領]

① 様式第1

同一の工場又は事業場に設置されるものであって、かつ、施行規則別表第3の3の項番号が同一の場合に限り、1つの届出書で届出できる。

② 届出の内容 不要な文字を消すこと。

(ア) 設置届…施設を新たに設置する場合

(イ) 使用届…大気汚染防止法施行令の改正により、新たに水銀排出施設になった場合 (ウ)
変更届…既に届出をしている施設において、別紙1～3の届出内容を変更する場合

③ 受信者名 (提出先)

広島市…広島市長（環境保全課）、福山市…福山市長（環境保全課）、呉市…呉市長（環境試験センター）、三次市…三次市長（環境政策課）、庄原市…庄原市長（環境政策課）、東広島市…東広島市長（環境先進都市推進課）、大崎上島町…大崎上島町長（保健衛生課）、その他の地域…管轄の厚生環境事務所・支所長（環境管理課・衛生環境課）

【参考】工場、事業場の区別

(ア) 工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、この場合「物の製造又は加工のために使用される事務所」とは、物の製造又は加工を直接の事業目的とし、そこで作られた製品を主として卸売する事業所をいう。なお、いわゆる修理工場及び火力発電所は、工場に含めるが、加工食品小売業のような加工食品を製造して、その場所で小売する事業所等は、工場に含めない。

(イ) 事業場とは、工場以外の全ての事業所をいう。

(ウ) 事業場の例を参考までに挙げると、次のとおりである。

ホテル、病院、学校、デパート、各種会社の本社・支店、事務所、公衆浴場、廃棄物焼却場、官公庁の事務所等

④ 届出者

住所、名称及び氏名（電話番号）を記入すること。

法人にあっては、法人を代表するものの職と氏名を記入すること。なお、法人代表者の代理人を届出者とする場合には、記載例の様に代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。

⑤ 根拠規定 不用な文字を抹消すること。不要な文字とは、

(ア) 設置届出の場合…第18条の28第1項以外の文字

(イ) 使用届出の場合…第18条の29第1項以外の文字

(ウ) 変更届出の場合…第18条の30第1項以外の文字

⑥ 工場又は事業場の名称

略称を用いないこと。

⑦ 工場又は事業場の所在地

郵便番号及び住居表示を正確に記入すること。

⑧ 水銀排出施設の種類

大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号、名称及び施設数を記入する。

複数の施設分類に該当する場合は、事業の主たる目的のものを記載する。

(水銀排出施設の項目に、主たる目的の事業は該当しないものの、主たる目的以外の事業が該当する場合は、該当する項目を記載すること。)

[設置届出記載例]

別紙 1

水銀排出施設の構造

①	工場又は事業場における施設番号	1	
②	名 称 及 び 型 式	○ 株製 廃棄物焼却炉 火格子燃焼方式 K1-〇〇〇〇	
③	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	令和 4 年 8 月 1 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和 4 年 9 月 1 日	年 月 日
④	燃 料 の 燃 烧 能 力 (重 油 換 算 L/h)		
規 模	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	14.5 m ²	
	変圧器の定格容量 (k VA)		
	焼 却 能 力 (kg/h)	2,500 kg/h	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A 4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

[記載要領]

① 工場又は事業場における施設番号

工場、事業場にある届出対象施設全てに一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 名称及び型式

略称を用いないこと。

③ 設置年月日

着手予定年月日

使用開始予定年月日

(ア) 設置届出・・・設置工事の着手予定年月日、使用開始予定年月日を記入。

(イ) 使用届出・・・設置年月日を記入。

(ウ) 変更届出・・・設置年月日（設置届出の際の工事着手（基礎工事を含む年月日））、変更工事の着手予定年月日、使用開始予定年月日を記入。

また、大気汚染防止法第18条の32に留意すること。

【大気汚染防止法第18条の32】

1 第18条の28第1項の規定による届出をした者又は第18条の30第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

④ 規模

届出の施設に係る大気汚染防止法施行規則別表第3の3の該当項目及び関係項目について記入すること。ただし、石炭ボイラーは燃料の燃焼能力欄の記入は必須（10万L/hで排出基準が異なるため）。

[設置届出記載例]

別紙2

水銀排出施設の使用の方法

①	工場又は事業場における施設番号	1			
②	使用状況 及び月用日数等	1日の使用時間 0時～24時 24時間／回 回／日 20日／月		時～ 時 時間／回 回／日 日／月	
		季節変動 なし			
③	原材 料 (水銀等の排 出に影響のあ るものに限 る。)	種類	廃プラ、廃油、木くず、汚泥		
		使 用 割 合	廃プラ：廃油：木くず：汚泥 =3：3：1：3		
		原 材 料 中 の 水 銀 等 含 有 割 合	廃 プ ラ : 0.2 mg / kg 廃 油 : 0.01 mg / kg 木くず : 0.3 mg / kg 汚 泥 : 0.02 mg / kg		
		1日の使 用 量	60 t／日		
④	燃 料 (水銀等の排 出に影響のあ るものに限 る。)	種類			
		燃 料 中 の 水 銀 等 の 含 有 割 合			
		通 常 の 使 用 量			
		混 燃 割 合			
⑤	排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 440,000	通常 380,000	最大
		乾き	最大 350,000	通常 290,000	最大
⑥	排出ガス中の酸素濃度 (%)		11.5 %		
⑦	水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	全 水 銀	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		
		ガス状水銀	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		
		粒子状水銀	0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		
⑧	参考事項				

備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。

3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

[記載要領]

① 工場又は事業場における施設番号

工場、事業場にある届出対象施設全てに一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 使用状況

(ア) 一日の使用時間及び月使用日数等 通常の使用状況を記入すること。

(イ) 季節変動 季節変動がある場合には、具体的に記入すること。

③ 原材料

水銀等の発生に影響がある原材料に限り記入すること。

(ア) 種類 非鉄金属製造業における鉱石、スラグ等、また、廃棄物焼却炉において焼却する廃棄物も原材料に含めること。

(イ) 使用割合 複数の原材料を使用する場合は、その割合を記入すること。

(ウ) 原材料中の水銀等の含有割合 原材料の分析表などを参考にして、代表値や平均値を記載すること。幅記載でも差し支えない。

(エ) 1日の使用量 原材料の種類ごとに、量、単位を明示して記入すること。

④ 燃料

水銀等の発生に影響がある燃料に限り記入すること。

(ア) 種類 石炭等

(イ) 燃料中の水銀等の含有割合 燃料の分析表などを参考にして、代表値や平均値を記載すること。幅記載でも差し支えない。

(ウ) 通常の使用量 通常の施設稼働状況における燃料使用量を単位も含め記入すること。

(オ) 混焼割合 複数の燃料を使用する場合は、その割合を記入すること。専焼の場合は100%と記入する。

⑤ 排出ガス量

1時間当たりの排出ガス量（湿り、乾き）を最大、通常毎に記入すること。

なお、最大とは定格能力で運転する場合を指す。

（水銀の処理施設を設置している場合は、処理施設のファン等の能力を記入すること。）

⑥ 排出ガス中の酸素濃度

排出口における排出ガス中の平均酸素濃度を記入すること。

⑦ 水銀濃度

乾きガス中の水銀濃度を記入すること。

水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度を記載すること。

（酸素濃度換算が必要な施設については換算後の数値を記入すること。）

⑧ 参考事項

水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

[設置届出記載例]

別紙3

水銀の処理の方法				
①	水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			1
②	処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			1
③	水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			バグフィルター B1-01 有害ガス除去装置 SEM200SL-150
④	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	着 手 予 定 年 月 日	令和 4年 11月 1日	年 月 日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和 6年 4月 1日	年 月 日	
⑤	処理能力	排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 440,000 通常 380,000
			乾き	最大 350,000 通常 290,000
		排出ガス温度 (°C)	処理前	950 °C
			処理後	185 °C
	排出ガス中の酸素濃度 (%)			11.5 %
	能 力	全水銀	処理前	17.1 μg/m ³
			処理後	1.6 μg/m ³
		ガス状水銀	処理前	15.1 μg/m ³
			処理後	1.5 μg/m ³
		粒子状水銀	処理前	2.0 μg/m ³
			処理後	0.1 μg/m ³
	補集効率 (%)	全水銀		91 %
		ガス状水銀		90 %
		粒子状水銀		95 %
⑥	使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	0時～24時 24時間/回 回/日 20日/月	時～時 間/回 回/日 日/月
		季節変動	なし	
	備考			
	1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。			
	2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合は設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。			
	3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。。			
	4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。			
	5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。			

[記載要領]

① 水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号

水銀等の大気排出抑制に効果がある排ガス処理施設全てに一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号

上記の処理施設が処理する排出ガスを排出する水銀排出施設の施設番号（工場又は事業場での一連番号）を記入すること。

③ 水銀等の処理施設の種類、名称及び型式

種類とは、電気集塵機、スクラバー、バグフィルター、排煙脱硫装置等と記入し、名称及び型式についても記入すること。

④ 設置年月日 着手予定年月日 使用開始予定年月日

⑤ 処理能力

(ア) 排出ガス量 処理施設が処理できる1時間当たりの排出ガス量を、最大、通常に分けて記入すること。

(イ) 排出ガス温度 当該処理施設における排出ガスの温度を記入すること。

(ウ) 排出ガス中の酸素濃度 排出口における排出ガス中の平均酸素濃度を記入すること。

(エ) 水銀濃度 当該処理施設によって減少する水銀等について、処理前後の最大の水銀濃度を記入すること。

(オ) 補集効率 当該処理施設によって減少する水銀について、処理による捕集効率を記入すること。

⑥ 使用状況

水銀等の処理施設の通常の使用状況を記入すること。

[その他の添付書類について]

(添付書類例は、ばい煙発生施設の設置届出記載要領参照)

様式第3の5、別紙1～3の届出書のほか、次の書類を添付すること。

また、この添付書類は2部作成し、大きさは原則としてA4版とし、それ以上の大さきの場合はA4版の大きさに折り畳むこと。

① 緊急時の連絡先

工場、事業場における公害担当責任者等の住所、所属、氏名及び電話番号を記入すること。

② 工場、事業場の位置図及び工場、事業場内配置図

工場、事業場の位置を地図（手書きでも可）に明示し、また、工場、事業場内配置図中に、水銀排出施設、水銀等の処理施設、燃料タンク等の位置を明示して、添付すること。

③ 水銀排出施設構造図

水銀排出施設の構造図に寸法を記入して添付すること。

図面は構造が明確に判断される程度で、設計図等精巧でなくてもよい。

④ 水銀等の処理施設構造図

水銀等の処理施設の構造図（煙突も処理施設に含む。）を寸法も記入して添付すること。

図面は構造が明確に判断される程度で、設計図等精巧でなくてもよい。

煙突の図面には、排ガスの測定口の位置、測定口の口径及び地上からの高さを明記すること。

また、測定口位置における煙突の断面図も添付すること。

⑤ 操業系統図

工場の操業系統図を水銀排出施設との関係も含めて記入すること。

事業場については提出の必要なし。

⑥ 水銀等の排出に係わる原材料及び燃料の分析表